

PATENT ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1

Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
KCE TOKYO, INC.	08/01/2001
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	KONAMI COMPUTER ENTERTAINMENT TOKYO, INC.
Street Address:	1-8-10, Harumi, Chuo-Ku,
City:	Tokyo
State/Country:	JAPAN
PROPERTY NUMBERS Total: 5	
Property Type	Number
Patent Number:	6991542
Patent Number:	6565437
Patent Number:	6530839
Patent Number:	6786821
Patent Number:	7128649
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(202)293-7860
<i>Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.</i>	
Phone:	202-293-7060
Email:	sswann@sughrue.com
Correspondent Name:	Alan J. Kasper
Address Line 1:	2100 Pennsylvania Avenue, NW
Address Line 2:	Suite 800
Address Line 4:	Washington, DISTRICT OF COLUMBIA 20037
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	Q62904
NAME OF SUBMITTER:	Alan J. Kasper

CH \$200.00 6991542

500462052

PATENT
REEL: 020497 FRAME: 0001

Total Attachments: 14

source=Q70426asn#page1.tif
source=Q70426asn#page2.tif
source=Q70426asn#page3.tif
source=Q70426asn#page4.tif
source=Q70426asn#page5.tif
source=Q70426asn#page6.tif
source=Q70426asn#page7.tif
source=Q70426asn#page8.tif
source=Q70426asn#page9.tif
source=Q70426asn#page10.tif
source=Q70426asn#page11.tif
source=Q70426asn#page12.tif
source=Q70426asn#page13.tif
source=Q70426asn#page14.tif

THE TRANSLATION OF THE PERTINENT PARTS OF OFFICIAL DOCUMENTS

CERTIFICATION OF ALL THE CLOSED MATTER

Trade Name: KCE TOKYO, INC.

On August 1, 2001, Trade Name was changed to KONAMI
COMPUTER ENTERTAINMENT TOKYO, INC.

August 1, 2001 Changed

August 1, 2001 Registered

Head Office: 3-25, Kanda Jimbo-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN

On June 28, 2001, main office moved to 1-8-10, Harumi,
Chuo-ku, Tokyo, JAPAN

June 28, 2001 Moved

July 4, 2001 Registered

On April 1, 2005, KONAMI COMPUTER ENTERTAINMENT TOKYO,
INC. was merged into KONAMI CORPORATION of 4-1, Marunouchi
2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN and dissolved.

April 1, 2005 Registered

April 1, 2005 Closed

*Deleted matters are underlined.

閉鎖事項全部証明書

東京都中央区晴海一丁目8番10号
株式会社コナミコンピュータエンタテインメント東京
会社法人等番号 0199-01-067116

商 号	<u>望月帝通株式会社</u>	
	<u>株式会社コナミコンピュータエンタテインメント東京</u>	平成12年 4月 3日登記
	<u>株式会社ケイシーイー東京</u>	平成12年 6月28日変更
		平成12年 6月30日登記
	<u>株式会社コナミコンピュータエンタテインメント東京</u>	平成13年 8月 1日変更
		平成13年 8月 1日登記
本 店	<u>東京都千代田区神田神保町三丁目25番地</u>	
	<u>東京都中央区晴海一丁目8番10号</u>	平成13年 6月28日移転
		平成13年 7月 4日登記
公告をする方法	<u>官報に掲載してする</u>	
	当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	平成12年 7月15日変更
		平成12年 7月21日登記
貸借対照表に係る情報の提供を受け るために必要な事項	<u>http://www.konamityo.com/ir/fdata/hotei/index.html</u>	平成14年 5月 8日設定
		平成14年 5月20日登記
	<u>http://www.konamityo.co.jp/ir/fdata/hotei/index.html</u>	平成16年11月18日変更
		平成16年11月18日登記
	<u>http://www.konami.co.jp/osirase/hotei/</u>	平成17年 3月25日変更
		平成17年 4月 1日登記
会社成立の年月日	昭和42年12月28日	
目 的	<u>1. コンピュータソフトウェアおよびゲーム機器ならびに電子部品の制作および販売</u> <u>2. 前号の事業に関連する事業およびこれらに附帯する一切の業務</u>	

	1. <u>コンピュータソフトウェア、コンピュータハードウェア、半導体、電子部品の研究、制作およびこれらの輸出入販売</u> 2. <u>コンピュータゲーム機器、携帯電話機器およびこれらの端末機器・付属品、遊戯機器、半導体、電子部品、情報処理機器の開発、製造およびこれらの輸出入販売</u> 3. <u>各種情報処理端末機器、情報処理装置、電気通信機械器具および交換機と電気通信回線によるネットワークの企画、開発ならびにこれらコンピュータおよび周辺機器の販売、リース業</u> 4. <u>電子商取引市場における商品売買システム、クレジットカード等を利用する代金決済回収システム、情報処理システム、情報提供システムの企画、設計、開発</u> 5. <u>電気通信事業法に基づく付加価値情報通信網の運用および有償提供</u> 6. <u>データ通信システムに係る複数の通信回線変換装置（パッド）および端末機器の設計、製造、賃貸、販売</u> 7. <u>インターネット上のショッピングモールの企画、開設、運用およびそれらのノウハウの提供</u> 8. <u>インターネットの接続仲介業、アクセスサービス業および広告宣伝業</u> 9. <u>マルチメディア関連の映像ソフト・音楽ソフトの制作、技術提供、輸出入販売</u> 10. <u>書籍、雑誌等の出版物および電子出版物の企画、制作、出版、輸出入販売</u> 11. <u>キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付けたもの）の企画、開発、デザインの販売</u> 12. <u>インターネット上の不動産、美術工芸品、絵画、車輛、宝石貴金属、広告枠等のオークションシステムの企画、開発、運用</u> 13. <u>上記各号に関連する工業所有権、ノウハウ、システム技術、知的財産権（著作権、商品化権）の実施、使用、利用許諾、維持、管理</u> 14. <u>前各号に附帯関連する一切の業務</u> 平成12年 6月28日変更 平成12年 6月30日登記
	1. コンピュータソフトウェア、コンピュータハードウェア、半導体、電子部品の研究、制作およびこれらの輸出入販売 2. コンピュータゲーム機器、携帯電話機器およびこれらの端末機器・付属品、遊戯機器、半導体、電子部品、情報処理機器の開発、製造およびこれらの輸出入販売 3. 各種情報処理端末機器、情報処理装置、電気通信機械器具および交換機と電気通信回線によるネットワークの企画、開発ならびにこれらコンピュータおよび周辺機器の販売、リース業 4. 電子商取引市場における商品売買システム、クレジットカード等を利用する代金決済回収システム、情報処理システム、情報提供システムの企画、設計、開発 5. 電気通信事業法に基づく付加価値情報通信網の運用および有償提供 6. データ通信システムに係る複数の通信回線変換装置（パッド）および端末機器の設計、製造、賃貸、販売 7. インターネット上のショッピングモールの企画、開設、運用およびそれらのノウハウの提供 8. インターネットの接続仲介業、アクセスサービス業および広告宣伝業 9. マルチメディア関連の映像ソフト・音楽ソフトの制作、技術提供、輸出入販売 10. 書籍、雑誌等の出版物および電子出版物の企画、制作、出版、輸出入販売

東京都中央区晴海一丁目8番10号
株式会社コナミコンピュータエンタテインメント東京
会社法人等番号 0199-01-067116

	11. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付けたもの）の企画、開発、デザインの販売 12. インターネット上の不動産、美術工芸品、絵画、車輛、宝石貴金属、広告枠等のオークションシステムの企画、開発、運用 13. 上記各号に関連する工業所有権、ノウハウ、システム技術、知的財産権（著作権、商品化権）の実施、使用、利用許諾、維持、管理 14. 前各号に附帯関連する一切の業務 平成12年 7月13日許可 平成12年 7月13日更正	
額面株式1株の金額	金50円	
一単元の株式の数	1000株	平成13年 8月 1日変更
		平成13年 8月 1日登記
発行する株式の総数	80万株	
	3624万8000株	平成12年 4月 3日登記
	5309万7600株	平成13年 8月20日変更
		平成13年 8月20日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 20万株	
	発行済株式の総数 906万2000株	平成12年 4月 3日登記
	発行済株式の総数 1106万2000株	平成12年 8月29日変更
		平成12年 9月 6日登記
	発行済株式の総数 1327万4400株	平成13年 8月20日変更
		平成13年 8月20日登記
	発行済株式の総数 1460万1840株	平成14年 5月20日変更
		平成14年 5月20日登記
資本の額	金1000万円	

東京都中央区晴海一丁目8番10号
株式会社コナミコンピュータエンタテインメント東京
会社法人等番号 0199-01-067116

	金4億5310万円	平成12年 4月 3日登記
	金23億2310万円	平成12年 8月29日変更
		平成12年 9月 6日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡する場合には、取締役会の承認を得なければならない。 平成12年 4月 3日登記	
	平成12年 6月30日廃止 平成12年 6月30日登記	
名義書換代理人の氏名及び住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番3号 東洋信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番3号 東洋信託銀行株式会社 証券代行部 平成12年 4月 1日設置 平成12年 5月29日登記	
	東京都千代田区丸の内一丁目4番3号 ユーエフジェイ信託銀行株式会社 証券代行部 平成14年 1月15日変更 平成14年 1月18日登記	
	大阪府中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 営業所 東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成15年12月 6日変更 平成15年12月10日登記	
役員に関する事項	取締役 石塚通弘	平成11年12月21日就任
	取締役 石塚通弘	平成12年 6月28日重任 平成12年 7月13日許可
		平成12年 7月13日更正
	取締役 石塚通弘	平成13年 6月28日重任 平成13年 7月 4日登記
	取締役 石塚通弘	平成14年 6月19日重任 平成14年 6月27日登記
	取締役 石塚通弘	平成15年 6月18日重任 平成15年 6月27日登記

東京都中央区晴海一丁目8番10号
株式会社コナミコンピュータエンタテインメント東京
会社法人等番号 0199-01-067116

	取締役	石 塚 通 弘	平成16年 6月23日重任
			平成16年 6月30日登記
	取締役	橋 本 和 久	平成11年12月21日就任
	取締役	橋 本 和 久	平成12年 6月28日重任
			平成12年 6月30日登記
			平成13年 6月28日退任
			平成13年 7月 4日登記
	取締役	萩 原 徹	平成11年12月21日就任
	取締役	萩 原 徹	平成12年 6月28日重任
			平成12年 6月30日登記
	取締役	萩 原 徹	平成13年 6月28日重任
			平成13年 7月 4日登記
	取締役	萩 原 徹	平成14年 6月19日重任
			平成14年 6月27日登記
	取締役	萩 原 徹	平成15年 6月18日重任
			平成15年 6月27日登記
	取締役	萩 原 徹	平成16年 6月23日重任
			平成16年 6月30日登記
	取締役	北 尾 剛 三	平成11年12月21日就任
	取締役	北 尾 剛 三	平成12年 6月28日重任
			平成12年 6月30日登記
	取締役	北 尾 剛 三	平成13年 6月28日重任
			平成13年 7月 4日登記

東京都中央区晴海一丁目8番10号
株式会社コナミコンピュータエンタテインメント東京
会社法人等番号 0199-01-067116

	<u>取締役</u> 北尾剛三	平成14年 6月19日重任
		平成14年 6月27日登記
	<u>取締役</u> 北尾剛三	平成15年 6月18日重任
		平成15年 6月27日登記
	<u>取締役</u> 北尾剛三	平成16年 6月23日重任
		平成16年 6月30日登記
	<u>取締役</u> 北上一三	平成13年 6月28日就任
		平成13年 7月 4日登記
		平成14年 6月19日退任
		平成14年 6月27日登記
	<u>取締役</u> 一井克彦	平成14年 6月19日就任
		平成14年 6月27日登記
	<u>取締役</u> 一井克彦	平成15年 6月18日重任
		平成15年 6月27日登記
		平成16年 3月15日辞任
		平成16年 3月16日登記
	<u>取締役</u> 榎本真司	平成16年 6月23日就任
		平成16年 6月30日登記
	<u>埼玉県与野市本町東六丁目6番24-410号</u> <u>代表取締役</u> 石塚通弘	平成11年12月21日就任
	<u>横浜市神奈川区西寺尾四丁目28番5号</u> <u>代表取締役</u> 石塚通弘	平成12年 1月 4日住所 移転
		平成12年 1月13日登記
	<u>横浜市神奈川区西寺尾四丁目28番5号</u> <u>代表取締役</u> 石塚通弘	平成12年 6月28日重任
		平成12年 6月30日登記

東京都中央区晴海一丁目8番10号
株式会社コナミコンピュータエンタテインメント東京
会社法人等番号 0199-01-067116

	横浜市神奈川区西寺尾四丁目28番5号 代表取締役 石塚通弘	平成13年 6月28日重任
		平成13年 7月 4日登記
		平成14年 6月19日重任
		平成14年 6月27日登記
	横浜市神奈川区西寺尾四丁目28番5号 代表取締役 石塚通弘	平成15年 6月18日重任
		平成15年 6月27日登記
	横浜市神奈川区西寺尾四丁目28番5号 代表取締役 石塚通弘	平成16年 6月23日重任
		平成16年 6月30日登記
	監査役 中嶋長憲	平成11年12月21日就任
		平成13年 6月28日重任
	監査役 中嶋長憲	平成13年 7月 4日登記
	監査役 中嶋長憲	平成16年 6月23日重任
		平成16年 6月30日登記
	監査役 岩垣泰正	平成11年12月21日就任
		平成13年 6月28日重任
	監査役 岩垣泰正	平成13年 7月 4日登記
	監査役 岩垣泰正	平成16年 6月23日重任
		平成16年 6月30日登記
	監査役 大沼昇	平成13年 6月28日就任
		平成13年 7月 4日登記
	監査役 大沼昇	平成16年 6月23日重任
		平成16年 6月30日登記
	監査役 成島廣	平成13年 6月28日就任
		平成13年 7月 4日登記

		平成16年 6月23日退任
		平成16年 6月30日登記
	監査役 盛本長博	平成16年 6月23日就任
		平成16年 6月30日登記
新株予約権	第1回新株予約権 新株予約権の数 473個 新株予約権の申込の総数が上記の新株予約権の総数に達しない場合は、その申込の総数をもって新株予約権の総数とする。 なお、各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が、当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式47,300株 ただし、上記「新株予約権の数」の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。 各新株予約権の発行価額 無償 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。 行使価額は、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格（以下、「最終価格」という。）の平均値に1.20を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の最終価格（当該日に最終価格がない場合は、それに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合は、当該最終価格を行使価額とする。 行使価額の調整 (1) 次の(i)または(ii)の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。 (i) 当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合。	

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使ならびに「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）施行前の商法第210条ノ2の規定に基づき付与された株式譲渡請求権の行使の場合を除く。）

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(イ) 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「調整後行使価額適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下、「時価算定期間」という。）の最終価格の平均値（取引が成立しない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 当社の普通株式がいずれかの証券取引所に上場された場合には、行使価額調整式に使用する時価は、時価算定期間の当該取引所（同時に複数の証券取引所に上場されている場合は主要な一取引所）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含み、以下「終値」という。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。主要な一取引所とは、時価算定期間における当社の普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される証券取引所をいう。ただし、時価算定期間に上場日が含まれる場合は、上場日の前日以前の期間における最終価格の平均値（取引が成立しない日を除く。）と上場日以降の期間における終値の平均値（終値のない日を除く。）との平均値とする。

(ハ) 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後行使価額適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

(ニ) 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

①上記(1)(i)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本への組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の承認の日の翌日に、当該株主割当日の翌日に遡及してこれを適用する。なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行または移転する。この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

②上記(1)(ii)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降（株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降）、これを適用

する。

(3) 上記(1)(i)および(ii)に定める場合の他、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額適用日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権者に通知する。ただし、当該調整後行使価額適用日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成17年7月1日から平成19年6月30日まで

新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。)

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。

平成15年 4月 7日登記

平成17年3月19日新株予約権全部消却

第2回新株予約権

新株予約権の数

514個

新株予約権の申込の総数が上記の新株予約権の総数に達しない場合は、その申込の総数をもって新株予約権の総数とする。

なお、各新株予約権の目的たる株式の数は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記「行使価額の調整」中(2)①の規定を準用する。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。また、各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式5万1400株

ただし、上記「新株予約権の数の項目により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格（以下、「最終価格」という。）の平均値に1.20を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の最終価格（当該日に最終価格がない場合は、それに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合は、当該最終価格を行使価額とする。

行使価額の調整

（1）次の（i）または（i i）の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

（i）当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額 ×

分割・併合の比率

（i i）当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使ならびに「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）施行前の商法第210条ノ2の規定に基づき付与された株式譲渡請求権の行使の場合を除く）

新規発行株式数×1株当たり払込金額

既発行株式数＋

調整後 調整前 時価
＝ ×

行使価額 行使価額 既発行株式数＋新規発行株式数

（イ）行使価額調整式に使用する「時価」は、下記（2）に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「調整後行使価額適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下、「時価算定期間」という。）の最終価格の平均値（取引が成立しない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

（ロ）当社の普通株式がいずれかの証券取引所に上場された場合には、行使価額調整式に使用する時価は、時価算定期間の当該取引所（同時に複数の証券取引所に上場されている場合は主要な一取引所）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含み、以下「終値」という。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。主要な一取引所とは、時価算定期間における当社の普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される証券取引所をいう。ただし、時価算定期間に上場日が含まれる場合は、上場日の前日以前の期間における最終価格の平均値（取引が成立しない日を除く。）と上場日以降の期間における終値の平均値（終値のない日を除く。）との平均値とする。

（ハ）行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日その他の場合は調整後行使価額適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

（ニ）自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

（2）調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

①上記（1）（i）に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項

	に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本への組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結1日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の承認の日の翌日に、当該株主割当日の翌日に遡及してこれを適用する。 なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行または移転する。この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。 $\text{新規発行} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ 株式数 ②上記（i）（ii）に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降（株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降）、これを適用する。 （3）上記（1）（i）および（ii）に定める場合の他、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。 （4）行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額適用日の前日までに、必要な事項を公告または新株予約権者に通知する。ただし、当該調整後行使価額適用日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。 新株予約権を行使することができる期間 平成18年7月1日から平成20年6月30日まで 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。） 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができる。
	平成16年 3月31日登記
	平成17年3月19日新株予約権全部消却
吸収合併	東京都千代田区神田神保町三丁目25番地株式会社コナミコンピュータエンタテインメント東京を合併 平成12年 4月 3日登記
登記記録に関する事項	平成11年12月21日長野県北佐久郡望月町大字望月463番地1から本店移転 平成12年 1月 4日登記
	平成17年4月1日東京都千代田区丸の内二丁目4番1号コナミ株式会社に合併し解散 平成17年 4月 1日登記 平成17年 4月 1日閉鎖

東京都中央区晴海一丁目8番10号
株式会社コナミコンピュータエンタテインメント東京
会社法人等番号 0199-01-067116

これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局管轄)

平成20年 1月28日
東京法務局港出張所
登記官

藤村 泰雄



整理番号 ネ808083

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

13/13

PATENT

RECORDED: 02/12/2008

REEL: 020497 FRAME: 0016